

地域生活支援拠点等の機能の強化について

令和7年6月10日 令和7年度第1回都道府県等担当者・アドバイザー等合同会議

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 地域移行支援専門官

障害福祉課 障害福祉専門官（精神障害福祉担当） 金川 洋輔

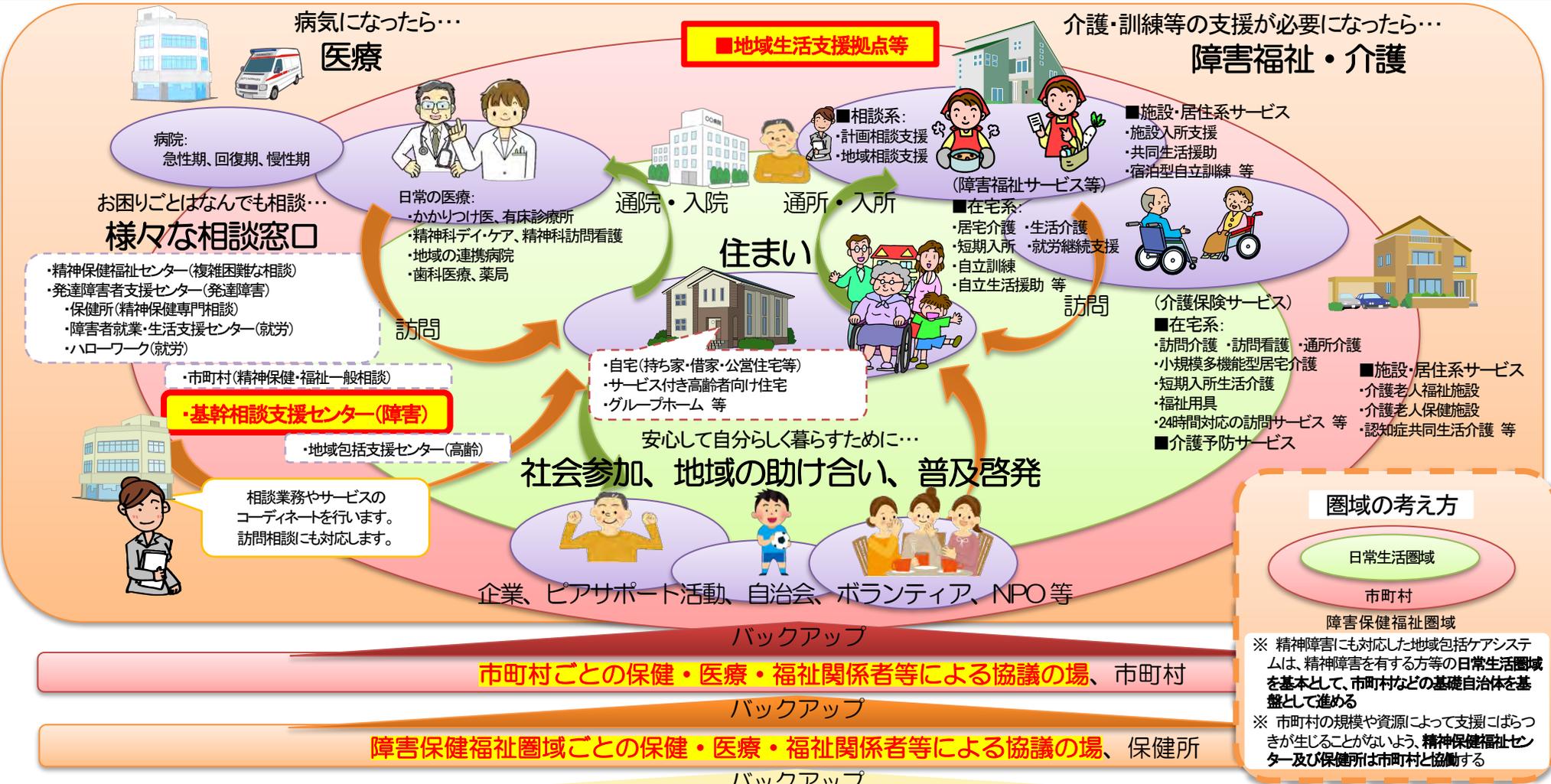
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

- **地域生活支援拠点等の機能の強化について**
- 地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援と精神保健福祉法改正・診療報酬改定
- 令和7年度の全国ブロック会議等について
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律等について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、**障害者等の希望する生活を実現するため**、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、**地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。**
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1 - ② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

1 - ③

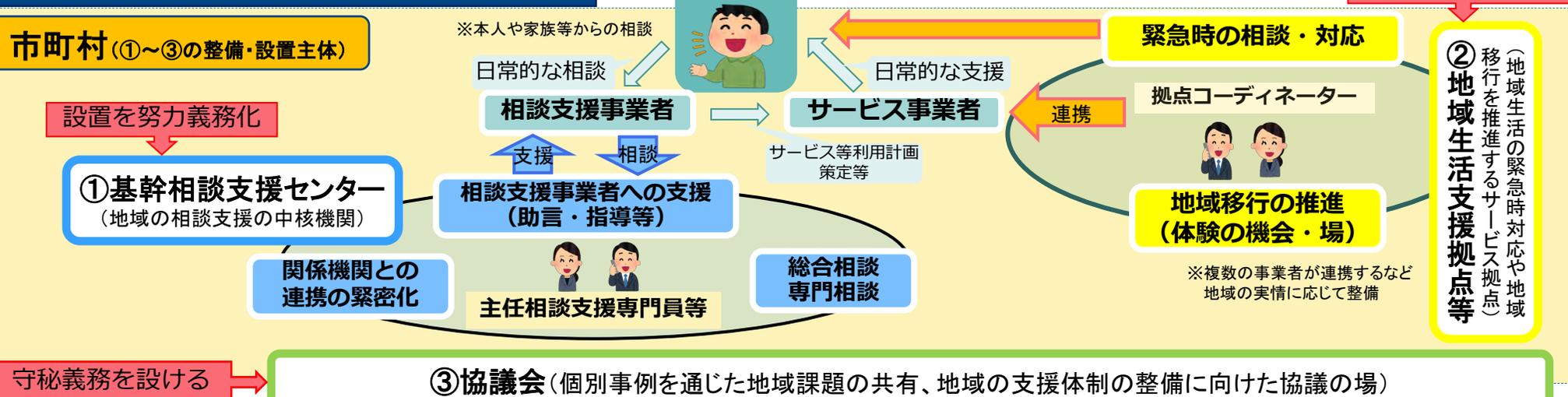
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可

地域生活における安心の確保

障害者

日常的な生活支援
・相談支援事業者
・サービス事業者等

○ 地域生活支援拠点等

(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)



拠点コーディネーター



緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)

地域生活への移行・継続の支援

地域移行に関する支援
・医療機関からの地域移行
・入所施設からの地域移行
・親元からの自立等

○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、実施要綱の3のウの（イ）及び（ウ）とおりであるが、その具体的な業務例（イメージ）については以下のとおりである。

地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について（障発0329第8号令和6年3月29日）

地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱

3 事業内容

ウ 拠点コーディネート事業

（イ）拠点コーディネーターの要件等

以下のいずれかの要件を満たすものとして市町村長が認めた者を指定特定相談支援事業所その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ① **協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者**
- ② **障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者**
- ③ **その他社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者**

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（2）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

（3）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（都道府県で実施する研修等の活用も含む）
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（2）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等

埼玉北地区基幹相談支援センタートロンコ 吉澤氏資料

事例紹介2

本人55歳 脳性麻痺 身体1級・軽度知的 移動に車いす 生活介護通所
両親ともに85歳 介護保険申請なし 母は地域活動に熱心だった



介入のきっかけ

生活介護スタッフが最近、仕出し弁当の注文が増えていることに気づく
本人に確認したところ、近々母が検査入院するとの情報を得た
ナビゲーターから計画相談担当者・拠点コーディネーターへ連絡が入る
母入院時の対応について本人・両親・支援者で話し合いが行われた

拠点等の効果

- ★ **通所事業所スタッフによる日常的にかかわっているからこそその気づきと発信する力**
 - ・ 仕出し弁当注文の増加から、**家庭生活の変化に気づけた**
 - ・ 変化が起きているかも？という**気づきをナビゲーターや相談支援専門員に発信した**
 - オリーバの**人材育成**（通所事業所内の拠点学習会）の効果
- ★ **将来の暮らしも想像しながら、みんなが納得する選択ができた**（意思決定支援）
 - 相談支援専門員が両親の意向を確認したところ、短期入所利用を希望
 - 一方、本人は、父を一人にするのは心配。家で父のお世話をしたいとの意向
 - 本人・家族・支援者（拠点Co・ナビゲーター含む）で話し合いを実施
 - 母入院期間は、近所の見守り・地域包括の訪問・配食サービスで乗り切ることになる
 - **母の退院後、両親の介護保険導入。本人のGH体験、訪問系サービス導入に至る**

更なる課題

- ★ **日常からいろいろな体験（体験利用）**をしておくことが大切
ナビゲーターは将来の暮らしに備えて短期入所先の設定と見学も実施していた
→ 実際にその時が訪れないとイメージができないこともある

各地域での実践を通じた
事例エピソードは
イメージを共有しやすい
ツールのひとつだと思います。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（3）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（都道府県で実施する研修等の活用も含む）
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項



【都道府県全域を見渡す役割のみなさまへのお願い】

人材育成に係るすべての研修を市町村で準備する、というのは多くの自治体にとっては困難であると考えられます。市町村が都道府県単位で実施されるような研修の活用を検討するには、市町村に対する情報共有が重要だと思います。行政機関や拠点コーディネーター、基幹相談支援センターといった、都道府県単位の情報に触れる機会の多い機関に意識と意図をもって関係機関に情報共有していただくことは、取り組みやすいことのひとつとして考えています。

また、各地域で行われている、基幹相談支援センターが実施する事例検討や研修、地域内の事業所ネットワークで企画される研修や勉強会、事業所同士の見学会等々、地域には人材育成に活用できる社会資源が沢山あると思います。そういった身近で行われていることも、地域における大事な社会資源のひとつだと気づくことができるようなアプローチを都道府県や中核的な役割をもっている事業所の方々にお願いできればと思います。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。



① 情報連携等のコーディネート機能の評価

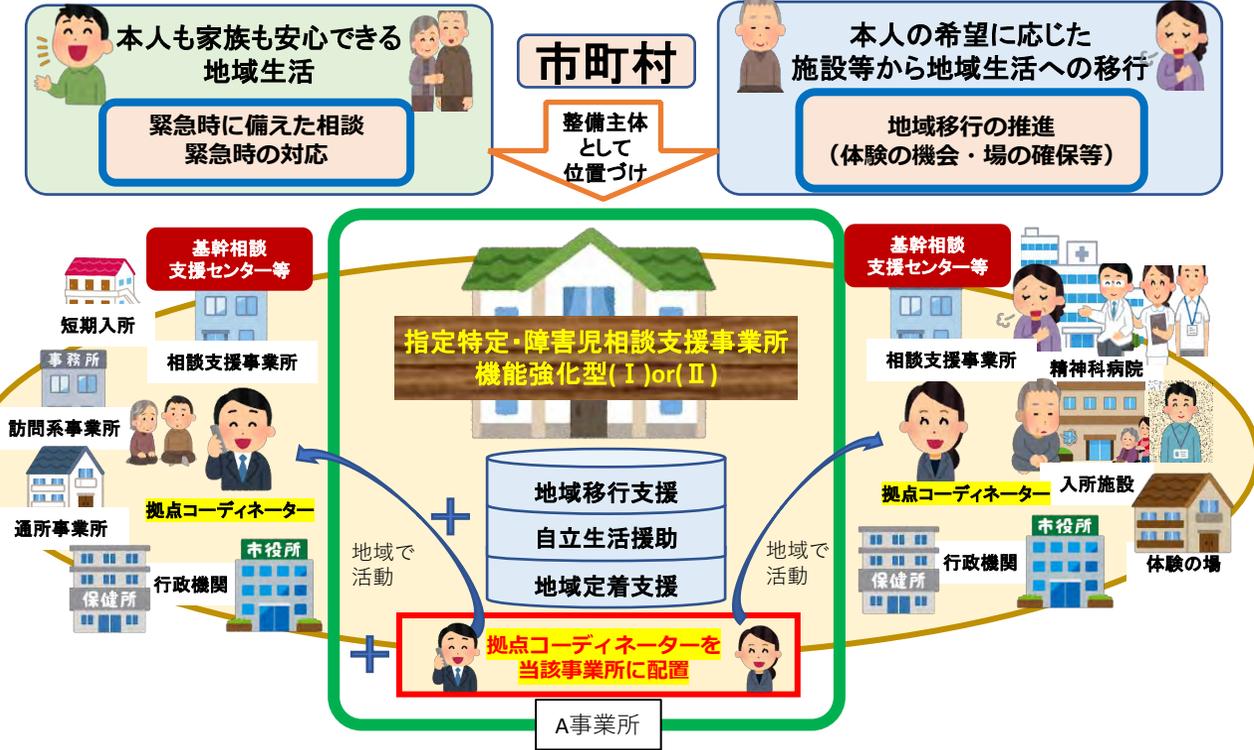
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）



拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合

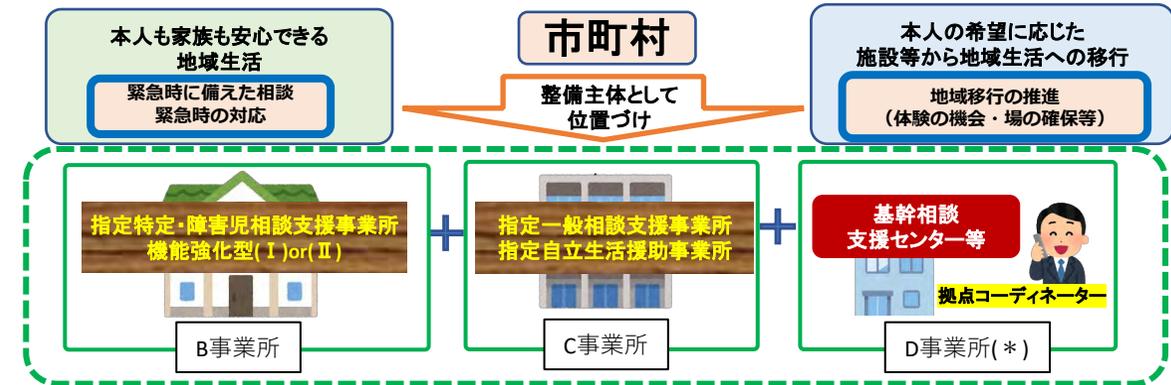


【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。
- ① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを**同一の事業所で一体的に提供**し、かつ、**市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。**
- ② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る**複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営**されており、かつ、**市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。**

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



- 【拠点コーディネーターの役割(例)】
- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村(自立支援)協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
 - 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。
* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

5 地域生活支援拠点等の機能強化に係る財政支援について

（1）地域生活支援拠点等機能強化加算

③ 拠点機能強化事業所の責務

（中略）

また、拠点機能強化事業所は、拠点コーディネーターと密に連携して支援を提供する体制の構築が求められる。具体的には、（中略）障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、積極的に支援を提供することに努めるものとする。

障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援の提供例

- ・ 障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供
 - ・ すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援
 - ・ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援
 - ・ 精神科病院に入退院を繰り返している者
 - ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供
- 等

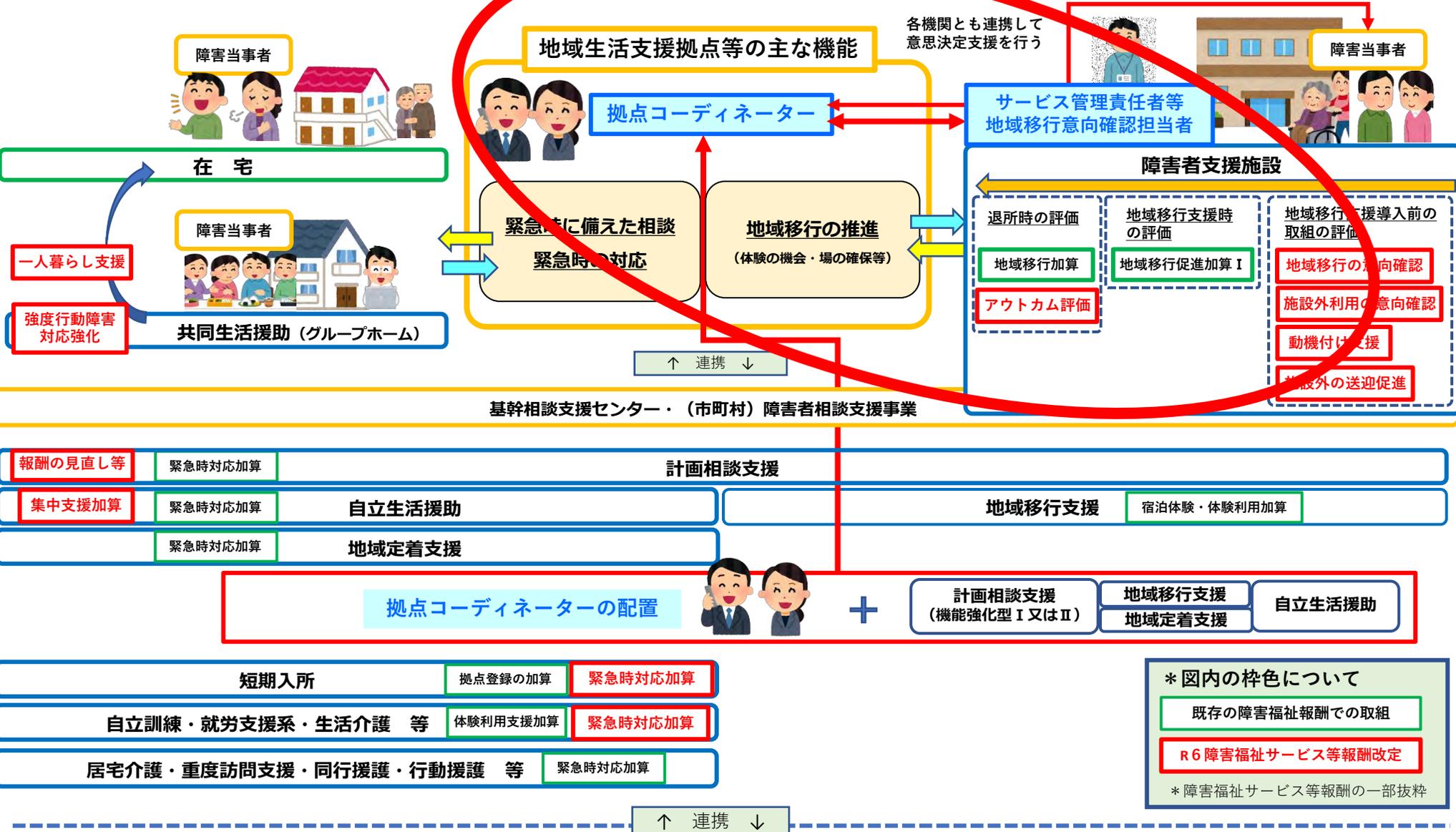
2

- 地域生活支援拠点等の機能の強化について
- **地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援と
精神保健福祉法改正・診療報酬改定**
- 令和7年度の全国ブロック会議等について
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の
促進に関する法律（住宅セーフティネット法）
等の一部を改正する法律等について

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



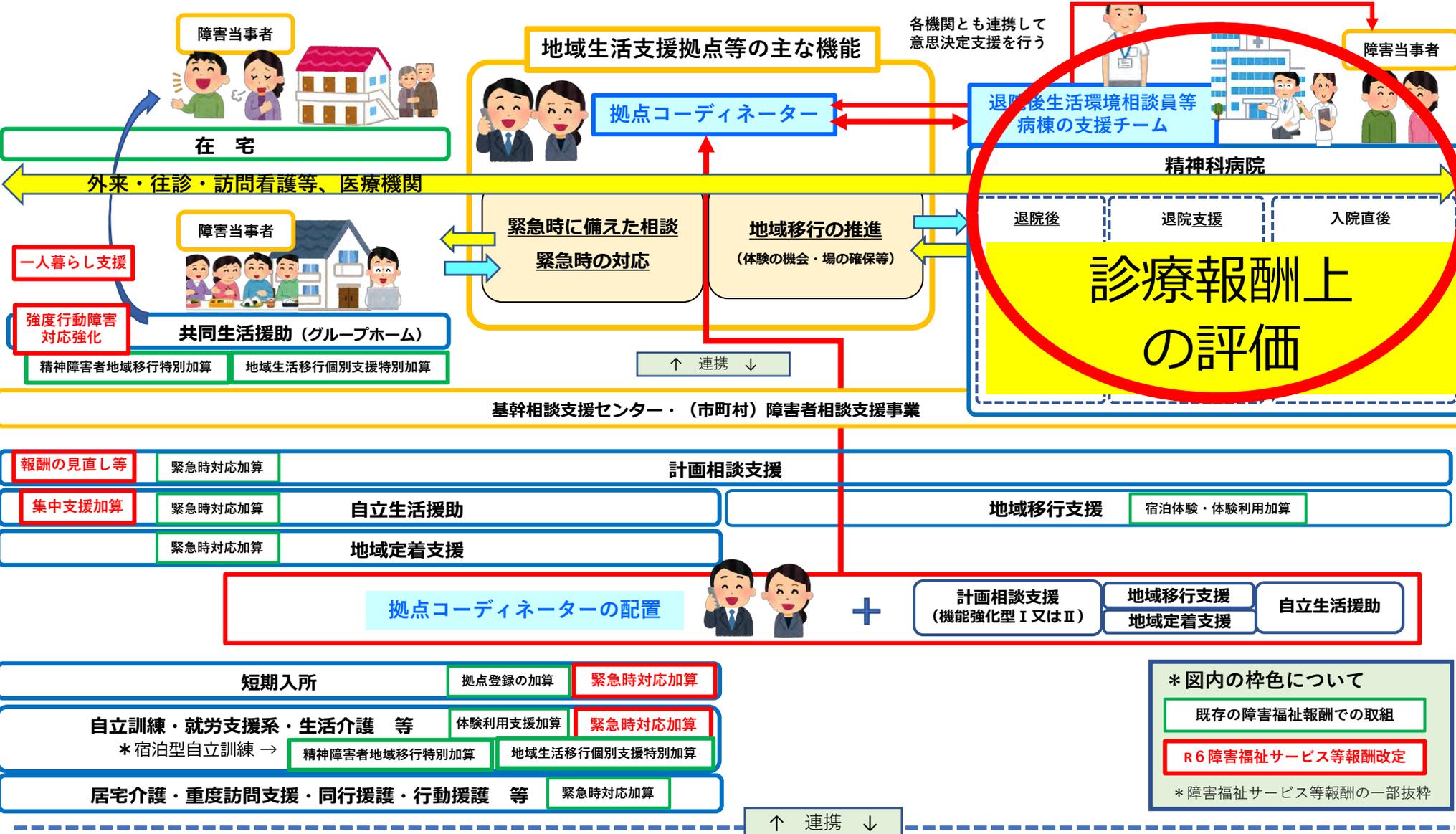
行政機関（障害福祉・高齢・保健等）・医療等の関係機関

（自立支援）協議会等の協議の場

精神科病院からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた精神科病院から地域生活への移行



* 図内の枠色について
 既存の障害福祉報酬での取組
R6 障害福祉サービス等報酬改定
 * 障害福祉サービス等報酬の一部抜粋

行政機関（障害福祉・高齢・保健等）・医療等の関係機関 （自立支援）協議会等の**協議の場**

* 金川作成スライド

精神疾患を有する者の地域移行・地域定着に向けた重点的な支援（イメージ）



(新) 精神科入退院支援加算



- 入退院支援部門の設置
- 入院早期からの退院支援（計画、会議）
- ◆ 退院後の生活を見据えた支援
- ◆ 関係機関との日常的な連携を推進

外来医療等

- ◆ 地域に貢献する精神科医・医療機関におけるかかりつけ精神科医機能を評価
- ◆ 手厚い診療に重点を置いた評価体系へ見直しつつ、早期介入、トラウマ支援、児童思春期の患者に対する診療等、多職種の専門的知見を活用した質の高い診療・支援を評価
- ◆ 包括的支援マネジメント、在宅医療を推進し、生活や病状に応じた地域生活支援を充実



(見直し) 地域移行機能強化 病棟入院料

- 届出期限の延長
- 要件見直し

地域生活に向けた支援が必要な回復期患者の受入れ

- 自宅等から入院
- 他の精神病床から転院・転棟

(新) 精神科地域包括ケア病棟入院料（通算180日）
(新) 自宅等移行初期加算（通算90日）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進

精神科回復期医療

- 多職種含め13対1の人員配置
- 地域定着も含めた退院支援

精神科在宅医療の提供（※1）

- 在宅医療、訪問看護等の提供実績

かかりつけ精神科医機能（※1）

- 地域の精神科医療提供体制への貢献
- 時間外診療、精神科救急医療の提供

自宅等への移行

- 自宅等移行率（※2）
（新規患者）6月以内に7割
- 直近1年間の入院期間を通算

（その他）データ提出加算の届出（※2）

【経過措置】

- （※1）令和7年5月31日まで
- （※2）令和7年9月30日まで

【通院・在宅精神療法】（見直し）
60分以上の充実 30分未満の適正化
療養生活継続支援加算の充実
(新)
早期診療体制充実加算
児童思春期支援指導加算
心理支援加算
情報通信機器を用いた場合



(見直し) 精神科在宅医療の推進に向けた評価の充実

- 精神科在宅患者支援管理料の対象患者を拡大（精神科地域包括ケア病棟からの退院患者等を追加）
- 在宅精神療法にも療養生活継続支援加算を設ける 等

- ◆ 病状等に応じて再入院を含め柔軟に入退院を運用
- ◆ 退院後は、在宅医療、情報通信機器を用いた精神療法、時間外診療等を活用し、地域生活を支え、不安定な症状等にもできる限り入院外で対応

⇒ 地域平均生活日数の向上



精神科入退院支援加算の新設

- 精神病床に入院する患者に対して、入院早期から包括的支援マネジメントに基づく入退院支援を行った場合の評価を新設する。
- 精神科措置入院退院支援加算について、精神科入退院支援加算の注加算として統合する。

(新) 精神科入退院支援加算

1,000点 (退院時 1回)

(新) 注2 精神科措置入院退院支援加算

300点 (退院時 1回)



[算定要件] (概要)

- (1) 原則として**入院後7日以内**に患者の状況を把握するとともに**退院困難な要因を有している患者を抽出**する。
- (2) 退院困難な要因を有する患者について、原則として**7日以内**に**患者及び家族と病状や退院後の生活も含めた話し合い**を行うとともに、関係職種と連携し、**入院後7日以内**に**退院支援計画の作成に着手**する。
- (3) 退院支援計画の作成に当たっては、**入院後7日以内**に病棟の看護師及び病棟に専任の入退院支援職員並びに入退院支援部門の看護師及び精神保健福祉士等が共同して**カンファレンスを実施**する。
- (4) 当該患者について、**概ね3月に1回の頻度でカンファレンスを実施**し、支援計画の見直しを適宜行う。なお、医療保護入院の者について、精神保健福祉法第33条第6項第2号に規定する委員会の開催をもって、当該カンファレンスの開催とみなすことができる。

[施設基準] (概要)

- (1) 当該保険医療機関内に入退院支援部門が設置されていること。
- (2) 当該入退院支援部門に**専従の看護師及び専任の精神保健福祉士**又は**専従の精神保健福祉士及び専任の看護師**が配置されていること。
- (3) 入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は精神保健福祉士が、各病棟に専任で配置されていること。

(4) 次のア又はイを満たすこと。

ア 以下の(イ)から(ホ)に掲げる、転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い**連携する機関の数の合計が10以上**であること。ただし、(イ)から(ホ)までのうち**少なくとも3つ以上との連携**を有していること。

(イ) 他の保険医療機関

(ロ) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等事業者

(ハ) 児童福祉支援法に基づく障害児相談支援事業所等

(ニ) 介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者又は施設サービス事業者

(ホ) 精神保健福祉センター、保健所又は都道府県若しくは市区町村の障害福祉担当部署

イ **直近1年間に、地域移行支援**を利用し退院した患者又は**自立生活援助**若しくは**地域定着支援**の利用に係る申請手続きを入院中に行った患者の数の合計が**5人以上**であること。

※精神科措置入院退院支援加算の要件については、現行と同様。

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

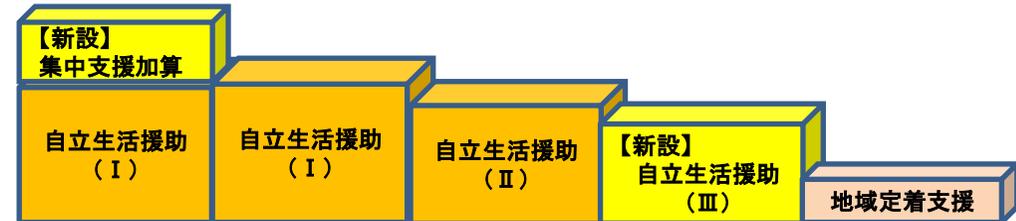
自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,566 単位/月（30人未満）	1,095 単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,172 単位/月（30人未満）	821 単位/月（30人以上）
	【新 設】	自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月 * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定		
地域移行支援	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位/月	（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,613 単位/月	（Ⅱ） 3,157 単位/月（Ⅲ） 2,422 単位/月
地域定着支援	【現 行】	・体制確保費	306単位/月	緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日
	【見直し後】	・体制確保費	315 単位/月	緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位/日 緊急時支援費（Ⅱ） 98 単位/日

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**

* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

事務処理要領において対象者の例示を追記（＊地域定着支援にも同様の記載を追記）

(17) 自立生活援助

ア サービスの内容（法第5条第16項）

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

イ 対象者

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記アの支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者
※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者
- ⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価を行う。

地域生活支援拠点等の整備について（情報連携等のコーディネート機能の評価）

○ 情報連携等を担う拠点コーディネーターの配置を評価。

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

* 拠点コーディネーター1名につき合計100回/月を上限
(地域移行支援、**自立生活援助**、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)

拠点コーディネーターの役割(例)

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制等、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援の充実

- ### 人員配置基準の弾力化と実施主体の拡充（自立生活援助）
- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置した場合に、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準の見直し。
 - サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
 - 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止。

地域移行の推進のための基本報酬の見直し（自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援）

自立生活援助	【拡充】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,566単位/月（30人未満）	*一部抜粋
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,172単位/月（30人未満）	
	【新設】	自立生活援助サービス費（Ⅲ）700単位/月	
地域移行支援	【拡充】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,613単位/月	
地域定着支援	【拡充】	体制確保費 315単位/月 緊急時支援費（Ⅰ）734単位/日	

- ### 対象の明確化（自立生活援助・地域定着支援）
- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者等、サービスが利用できる対象者を明確化。

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

<医療等の多機関連携のための加算の拡充等>

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議

通院同行

・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施

情報提供

・関係機関に対して文書により情報提供を実施

加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

* 通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

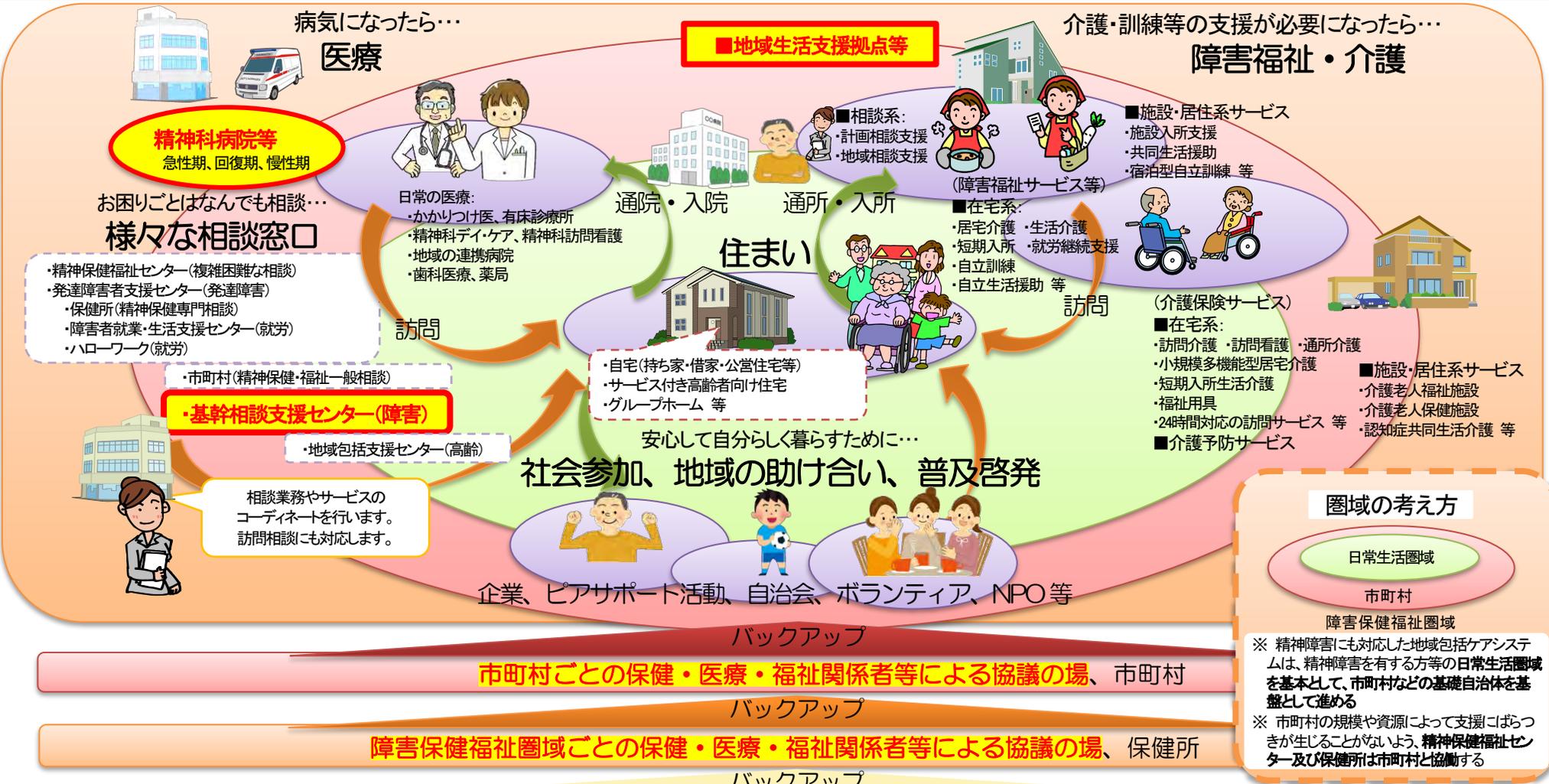
- <相談支援人材の確保について>
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。

ピアサポートの専門性の評価

- ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに資する観点から、研修等の一定の要件を設けた上で評価。
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） * 宿泊型自立訓練を除く
 - ・ 共同生活援助 * 自立支援加算（Ⅲ）に加算
 - ・ 退居後共同生活援助サービス費
- 【拡充】ピアサポート実施加算 100単位/月**
- 【R3より対象】**
- ピアサポート実施加算 ・ 就労継続支援B型
 - ピアサポート体制加算 ・ 計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援
-

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



ReMHRAD (リムラッド) を活用できていますか？

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築
における協議の場は活用できているでしょうか？

入院期間を指定する

- 全期間
- 3ヶ月未満 (急性期)
- 3ヶ月以上1年未満
- 1年以上

主診断を指定する

- 全診断
- F0 ※1
- F2 ※2
- その他

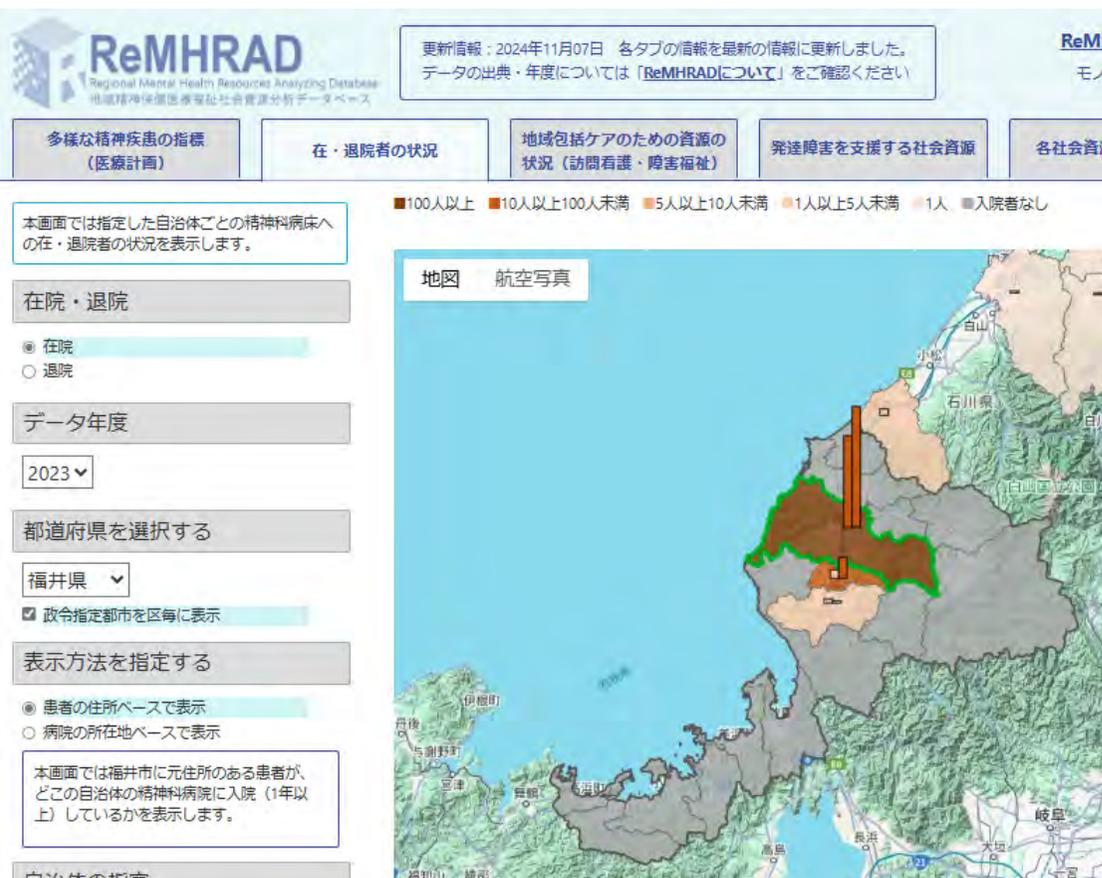
※1 F00 アルツハイマー病型認知症、F01 血管性認知症、F02 - F09 それ以外の症状性を含む器質性精神障害を含む

※2 ICD-10疾病分類のF20-F29に分類される「統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害」と診断のついている患者

(例) 福井市

病院住所	入院者数 (人)	入院者数 (65歳未満/人)	入院者数 (65歳以上/人)
合計 (()内は全国中央値)	79 (24)	45 (10)	34 (13)
人口10万人あたり (()内は全国中央値)	30.6 (78.8)	17.4 (33.6)	13.2 (42.8)
福井県 福井市	60	35	25
福井県 鯖江市	10	4	6
石川県 加賀市	3	3	0
福井県 越前市	2	1	1
大阪府 岸和田市	1	0	1
石川県 金沢市	1	1	0
富山県 南砺市	1	1	0
富山県 小矢部市	1	0	1

* 金川作成スライド



3

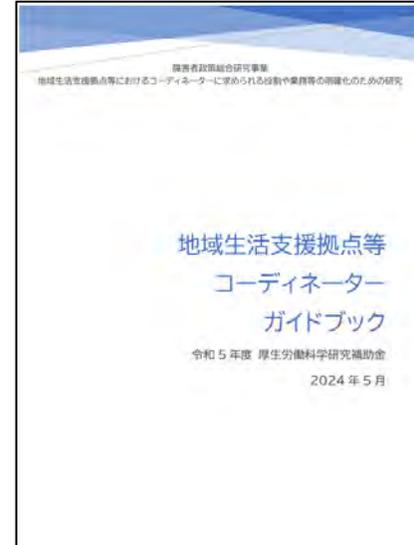
- 地域生活支援拠点等の機能の強化について
- 地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援と精神保健福祉法改正・診療報酬改定
- **令和7年度の全国ブロック会議等について**
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律等について

地域生活支援拠点等に関連した通知や調査研究の成果物等について

厚生労働省HP>テーマ別に探す→障害福祉>施策情報>地域生活支援拠点等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

*「厚生労働省 地域生活支援拠点等」で検索してもOK



厚生労働科学研究成果データベース <https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/169735>

「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」

- ・ 拠点コーディネーターガイドブック
- ・ コーディネーターの配置状況等アンケート調査
- ・ 地域生活支援拠点等好事例集

障害者総合福祉推進事業 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001321743.pdf>

「市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究（令和5年度）」

- ・ 地域生活支援拠点等の好事例集

1	二本松市	(福島県)	人口 53,557人	P6	2	埼玉北圏域	(埼玉県)	人口 61,499人	P10
9	半田市	(愛知県)	人口 117,884人	P45	13	鹿児島市	(鹿児島県)	人口 593,128人	P59

相談支援に関連した通知や事務連絡について

厚生労働省HPからの入り方

メニューの**政策について** → 福祉・介護の中にある[障害者福祉](#) → 障害福祉サービス等

6 相談支援

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/index_00001.html



6 相談支援

- (1) [相談支援](#)
- (2) [基幹相談支援センター](#)
- (3) [（自立支援）協議会](#)
- (4) [障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱い等について](#)

掲載先	現在掲載している資料
(1)	<ul style="list-style-type: none">相談支援業務に関する手引き（令和6年3月）相談支援のQ&A（令和6年4月5日）
(3)	<ul style="list-style-type: none">自立支援協議会の設置・運営ガイドライン（令和6年3月）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について（令和6年3月29日付通知障発0329第26号 こ支障第89号）障害者保健福祉推進事業成果物（平成19年度～平成21年度）

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業

(アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業)

令和7年度当初予算 地域生活支援費等事業費補助金(地域生活支援促進事業) 32百万円(32百万円) ※()内は前年度予算額

1 事業の目的

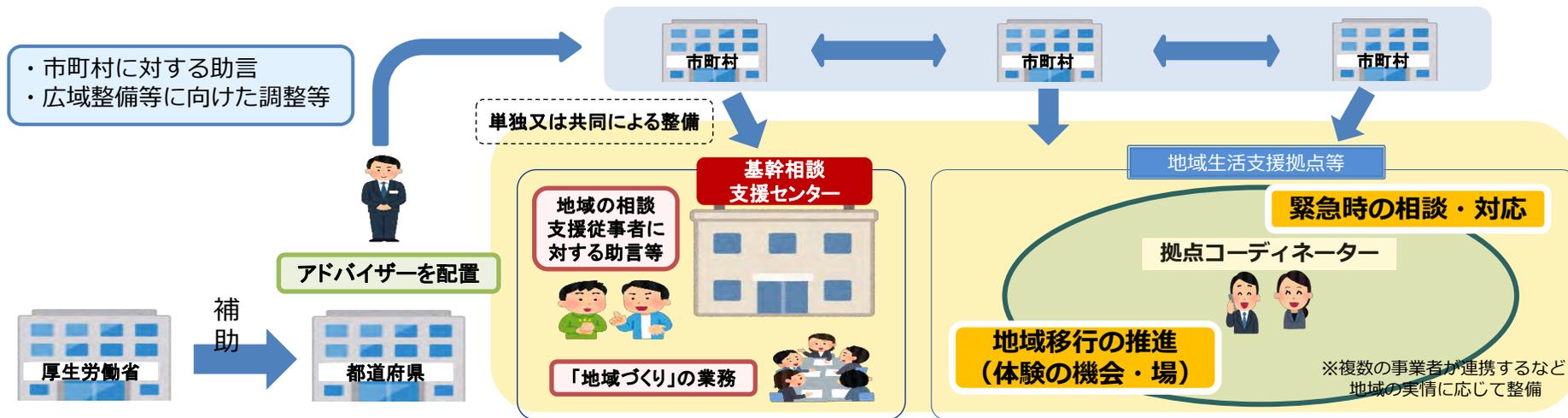
※令和6年度は、東京都、新潟県、福井県、高知県、大分県、沖縄県が本事業を活用

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定(各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10件程度)



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

令和7年度当初予算 11百万円（11百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

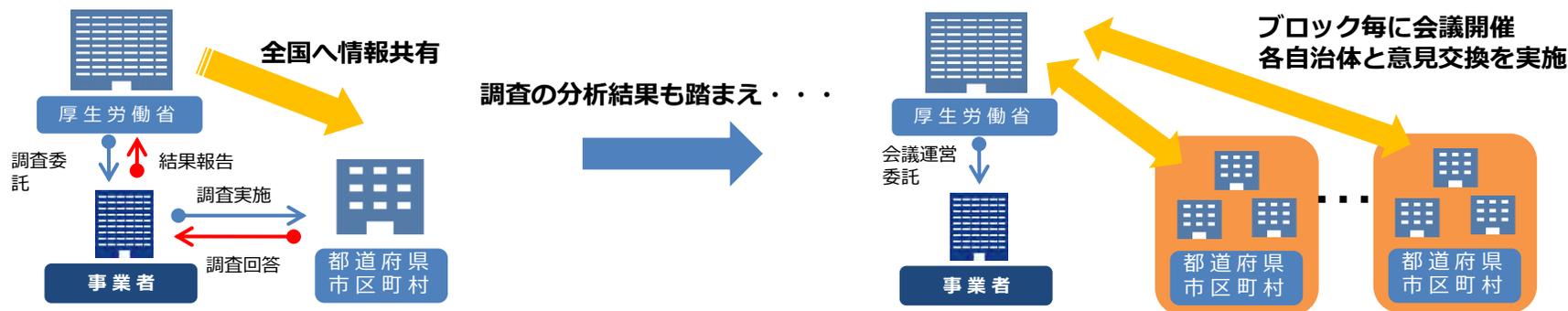
障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**
- 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、**国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。**

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

令和6年度障害者地域生活支援体制整備事業における行政説明資料について

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [障害者福祉](#) > [障害福祉サービス等](#) > [障害者地域生活支援体制整備事業](#)

障害者地域生活支援体制整備事業

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われました。

当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図る事業です。

令和6年度障害者地域生活支援体制整備事業

基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備を含めた地域の相談支援体制の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営の促進を図るため、都道府県を対象とした「全国ブロック会議」や市町村を対象とした「オンライン研修」を実施。

全国ブロック会議資料

- PDF [関東ブロック（令和6年12月20日開催）](#) [6.2MB]
- PDF [北海道・東北ブロック（令和6年12月24日開催）](#) [6.2MB]
- PDF [北陸・甲信越ブロック（令和7年1月8日開催）](#) [6.5MB]
- PDF [東海・近畿ブロック（令和7年1月10日開催）](#) [6.2MB]
- PDF [中国・四国ブロック（令和7年1月15日開催）](#) [6.5MB]
- PDF [九州・沖縄ブロック（令和7年1月17日開催）](#) [6.4MB]
- PDF [全ブロック共通別冊](#) [2.3MB]

オンライン研修資料

- PDF [研修資料](#) [5.8MB]
- PDF [参考資料](#) [1.1MB]
- X [アンケート様式](#) [34KB]

都道府県向け
全国ブロック会議でも、
市町村向けオンライン
研修でも、同じ資料を
同じ時間・同じ説明を
しています。

* 「厚生労働省 障害者地域生活支援体制整備事業」で検索も可

令和6年度におこなった基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・協議会の行政説明資料のフルバージョンは、左記のHPで見ることが出来ます。

全国ブロック会議においては、46都道府県よりご参加がありました。

（1県は天候不良によるもの。別日で対応。）

障害部や相談支援の都道府県アドバイザーが参加されています。参加人数に限りがあったため障害福祉関係部署からの参加が主かと思いますが、逆に「にも包括」の会議に精神保健福祉関係部署以外からは、なかなか参加できていないといったこともあるかと思えます。

ぜひ、**互いの持つ情報を相互に共有する等をきっかけにしながら、連携していただけたらと思います。**

情報がくるのを待つだけではなく、ご自身からも取りに行ってください(^o^)/

* 市町村向けオンライン研修では、全4回で全国から約1,200名の申込みがありました。

4

- 地域生活支援拠点等の機能の強化について
- 地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援と精神保健福祉法改正・診療報酬改定
- 令和7年度の全国ブロック会議等について
- **住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律等について**

住宅セーフティネット制度（現行）

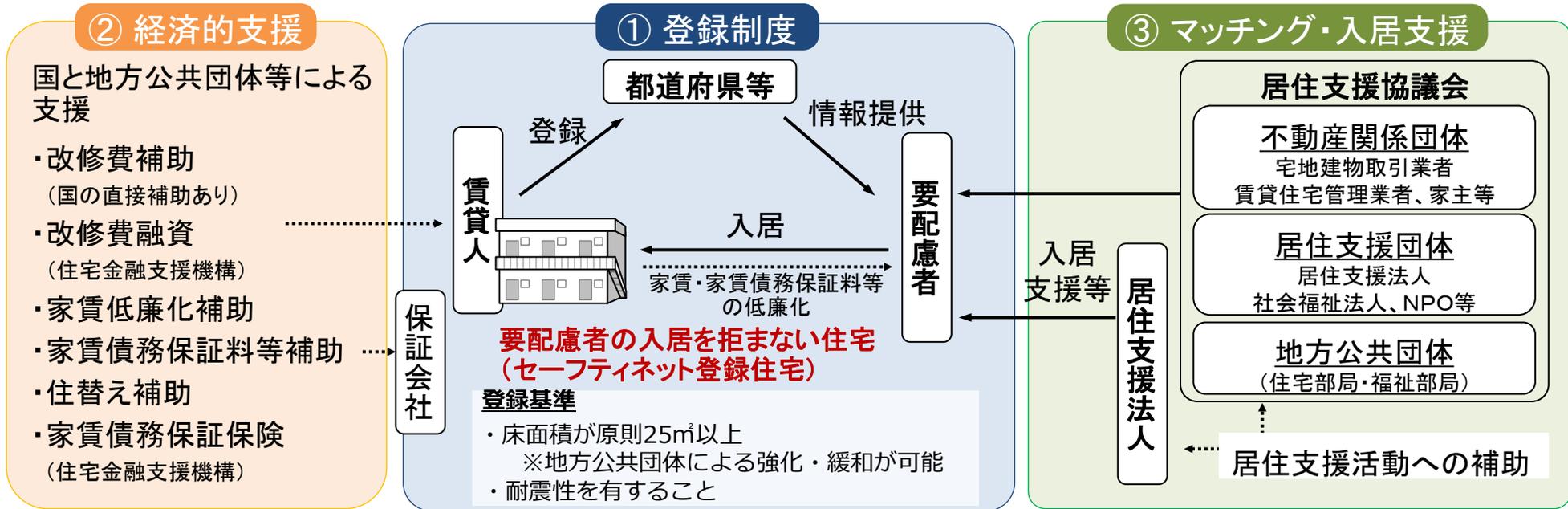
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
 【公布：平成29年4月26日 施行：平成29年10月25日】

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



【施行状況】

補助制度がある自治体数
 ・改修費補助：39
 ・家賃低廉化補助：57
 ・家賃債務保証料等補助：30
 (R6年8月時点)

・登録戸数：943,143戸
 うち専用住宅（要配慮者専用の住宅）：6,624戸
 ・賃貸住宅供給促進計画の策定：47都道府県22市町
 ※うち21都府県12市で、面積基準を緩和
 (R7年3月末時点)

・居住支援法人の指定数：1,029法人
 ・居住支援協議会の設立：155協議会
 (47都道府県117市区町村)
 (R7年3月末時点)

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ 終身建物賃貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

- ・ 終身建物賃貸借の**認可手続を簡素化**(住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**)

○ 居住支援法人による残置物処理の推進

- ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務**に、入居者からの委託に基づく**残置物処理を追加**

○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

- ・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者(認定保証業者)**を国土交通大臣が**認定**

⇒ (独)**住宅金融支援機構**の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスクの低減**

○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

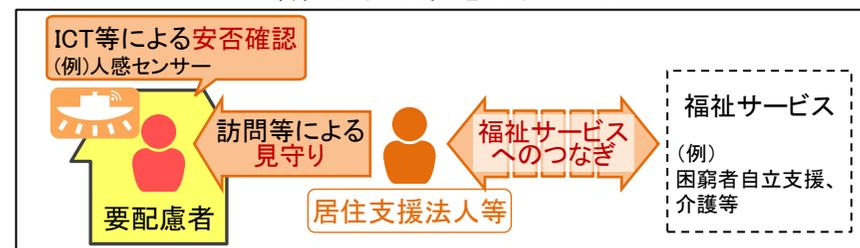
- ・ **居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進(市区町村長(福祉事務所設置)等が**認定**)

⇒ 生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費(家賃)**について**代理納付(※)を原則化**

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者(1.参照)**が**家賃債務保証を原則引受け**

＜居住サポート住宅のイメージ＞



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- **市区町村**による**居住支援協議会(※)設置を促進**(努力義務化)し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

【住宅セーフティネット法】



(住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化

令和7年10月1日施行

改正の趣旨・効果

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R7.3末時点：155協議会(全都道府県、117市区町村))
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

<想定される効果の例>

- ✓ 福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等の相互理解や連携が深まることにより、住まいの課題に対する個別具体的な支援に当たって活用可能な方策が可視化され、必要な方策を円滑に活用できるようになる。
(事務局が住宅相談事業の実施や、物件・関係サービスの紹介を行うこともある。)
- ✓ 地域における住まいのニーズや不動産関係団体・大家等が抱える課題が共有されることにより、今後必要な支援等が明らかになり、地域づくりや活用可能な住宅ストックの確保等につながる。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
(自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。)

主な活動内容

- ・ 会議での協議、情報交換
- ・ 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談事業、物件の紹介
- ・ 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介



構成員の例：

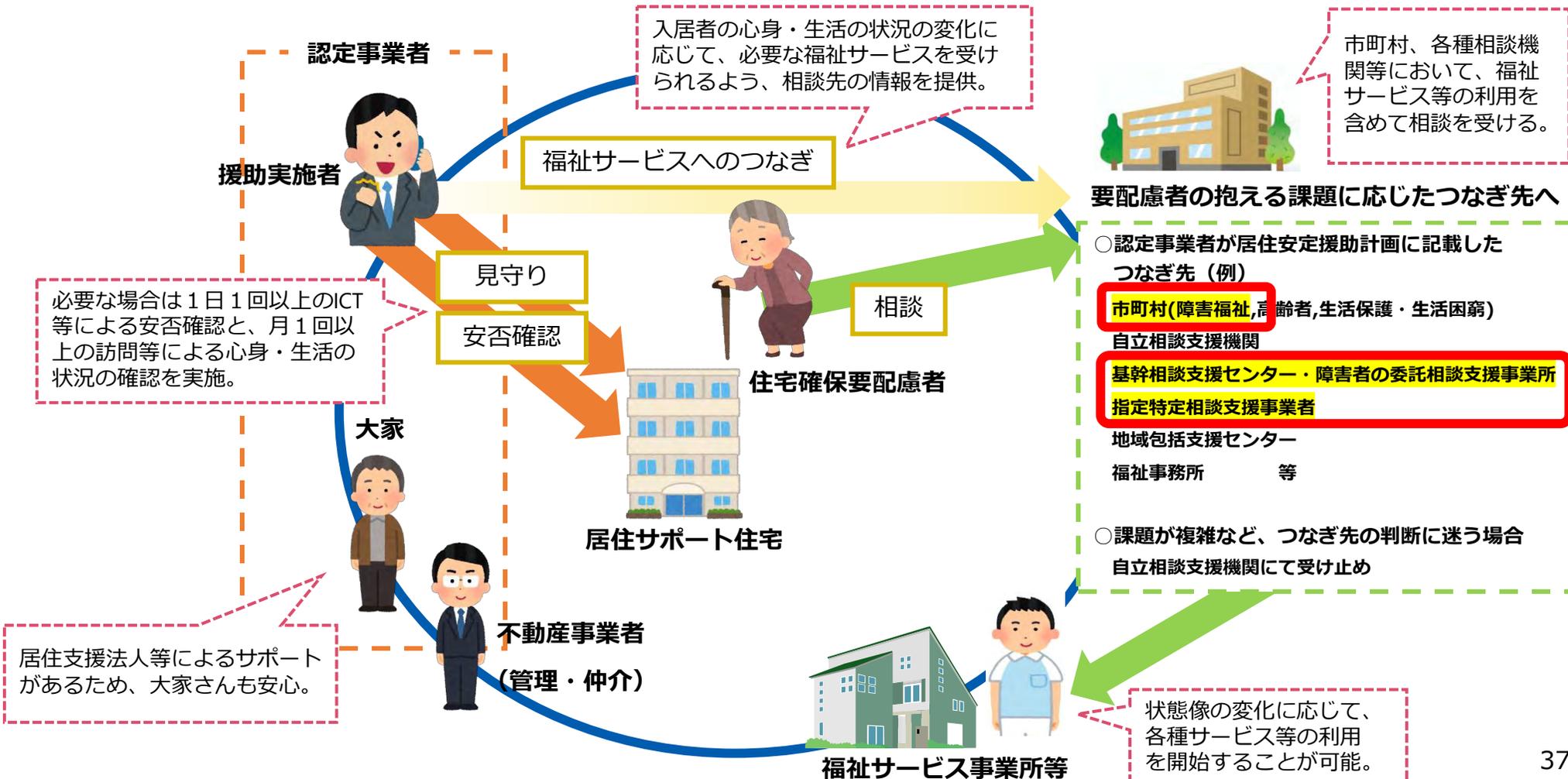
- ・ 住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
- ・ 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- ・ 士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
- ・ 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構（UR）等の都道府県組織・支部など

居住サポート住宅の利用イメージ

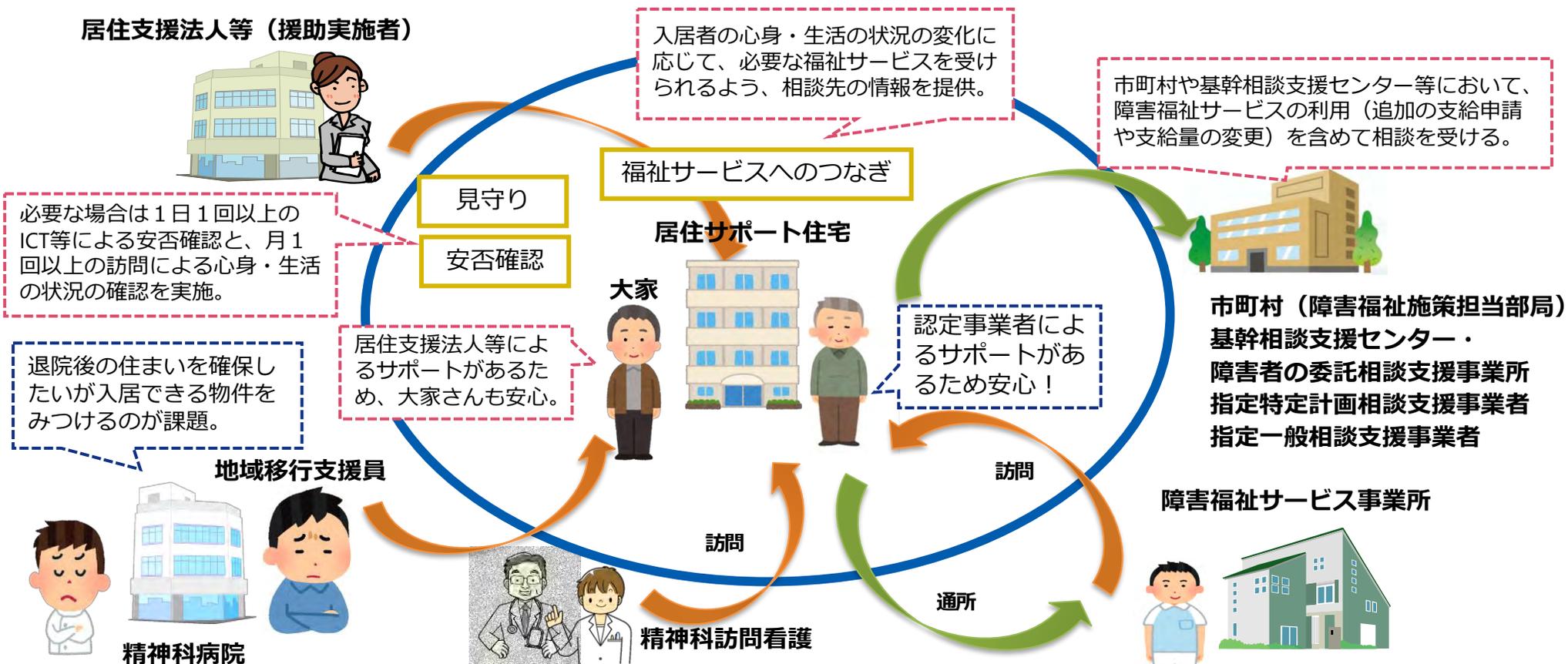
居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、本人、家族ともに安心して生活ができます。
また、大家が居住サポート住宅を供給するためにバリアフリー工事や防音・遮音工事を行う場合に、大家に対する改修費の補助があるほか、低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります

※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）



【ケース③】精神科病院を退院した後の入居先を探す精神障害者

精神科病院退院後の住居の確保に悩んでいる方の場合、これからは、居住サポート住宅も地域移行の受け皿のひとつになります。居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、安心して生活できます。低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります
 ※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）



	月	火	水	木	金	土	日
午前	就労継続支援B型	就労継続支援B型	居宅介護	就労継続支援B型		居宅介護	
午後	訪問看護		精神科通院			自立生活援助	

「令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会」を開催します ～住宅と福祉の関係者が連携した地域の居住支援体制の構築と市場環境の整備～

対象者： 都道府県・市区町村職員（住宅部局・福祉部局）
関係事業者（不動産関係事業者、福祉関係事業者、居住支援法人等）

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年5月15日
住宅局安心居住推進課

同時発表：厚生労働省

同時発表：国土交通省

**「令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会」を開催します
～住宅と福祉の関係者が連携した地域の居住支援体制の構築と市場環境の整備～**

国土交通省・厚生労働省は、今般、改正された住宅セーフティネット法及び生活困窮者自立支援法等の改正内容等に関する説明会を、令和7年6月10日より、自治体職員及び関係事業者を対象に全国9都市にて開催します。

令和6年の通常国会において、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号。以下「改正住宅セーフティネット法」という。）及び「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）が成立し、今般、改正住宅セーフティネット法の施行日が令和7年10月1日（準備行為は7月1日）に決定しました。

昨年9月にも全国説明会を開催しましたが、施行日が決定したことを受け、「令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会～住宅と福祉の関係者が連携した地域の居住支援体制の構築と市場環境の整備～」を国土交通省と厚生労働省で共同開催し、改正住宅セーフティネット法[※]の関係省令等を含む制度の詳細や運用、生活困窮者自立支援制度等による福祉分野における居住支援に関する取組状況や連携・活用方法について説明します。

今回の全国説明会は、自治体（住宅・福祉）職員向けと不動産・福祉・居住支援関係事業者向けの2部構成で実施します。

※ 改正法により、①大家と住宅確保要配慮者のいずれもが安心して利用できる市場環境の整備、②居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進、③住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を図ることとしています。

記

<説明会の概要>

1. 対象者： 都道府県・市区町村職員（住宅部局・福祉部局）
関係事業者（不動産関係事業者、福祉関係事業者、居住支援法人等）

Press Release



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年5月15日

同時発表：国土交通省

同時発表：厚生労働省

「令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会」を開催します

厚生労働省・国土交通省は、今般、改正された生活困窮者自立支援法等及び住宅セーフティネット法の改正内容等に関する説明会を、令和7年6月10日より、自治体職員及び関係事業者を対象に全国9箇所にて開催します。

令和6年の通常国会において、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）及び「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号。以下「改正住宅セーフティネット法」という。）が成立し、今般、改正住宅セーフティネット法の施行日が令和7年10月1日（準備行為は7月1日）に決定しました。

昨年9月にも全国説明会を開催しましたが、施行日が決定したことを受け、「令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会～住宅と福祉の関係者が連携した地域の居住支援体制の構築と市場環境の整備～」を厚生労働省と国土交通省で共同開催し、改正住宅セーフティネット法[※]の関係省令等を含む制度の詳細や運用、生活困窮者自立支援制度等による福祉分野における居住支援に関する取組状況や連携・活用方法について説明します。

今回の全国説明会は、自治体（住宅・福祉）職員向けと不動産・福祉・居住支援関係事業者向けの2部構成で実施します。

※ 改正法により、①大家と住宅確保要配慮者のいずれもが安心して利用できる市場環境の整備、②居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進、③住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を図ることとしています。

記

<説明会の概要>

1. 対象者： 都道府県・市区町村職員（住宅部局・福祉部局）
関係事業者（不動産関係事業者、福祉関係事業者、居住支援法人等）

1. 日時・会場

■開催時間

自治体職員向け：13：30～17：00

開催予定日	都道府県	開催都市	会場	定員 (人)
6月10日(火)	東京都	千代田区	砂防会館別館 ※オンライン配信あり	500
6月12日(木)	香川県	高松市	サンポートホール高松	130
6月13日(金)	新潟県	新潟市	朱鷺メッセ(新潟コンベンションセンター)	150
6月16日(月)	福岡県	福岡市	福岡国際会議場(福岡コンベンションセンター)	300
6月17日(火)	広島県	広島市	広島国際会議場	200
6月19日(木)	大阪府	大阪市	グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)	500
6月20日(金)	愛知県	名古屋市	ポートメッセなごや	300
6月23日(月)	宮城県	仙台市	ハーネル仙台	170
6月25日(水)	北海道	札幌市	ACU SAPPORO	200

・別途、関係事業者向け説明会を各会場同日 10:30～12:00 に開催しますが、自治体職員向けにお申し込みください。

2. 対象

○ 都道府県・市区町村職員（住宅部局・福祉部局）

※ 各都道府県、市区町村におかれましては、住宅セーフティネット制度主管部局、民生主管部局の各々から最低1名のご担当者のお出願をお願いします。

改正住宅SN法の説明会は、本日より全国各地で始まります。

こちらの説明会も各部署で手分けして参加されることになるかと思えます。

障害のある方達にとっても、「住居の確保」はとても大事なことだと考えます。
ぜひ、住宅部局とも互いの持つ情報を相互に共有する等をきっかけにしながら、連携していただけたらと思います。

情報がくるのを待つだけではなく、ご自身からも取りに行ってください(^o^)/

* 金川作成スライド